

ガス工事単価改定のお知らせ

日頃より、渋川ガスをお使いいただき誠にありがとうございます。

この度、消費税転嫁対策特別措置法の特例期間終了に伴い、ガス工事単価（税別）につきましては、2021年4月1日見積り分より消費税等相当額を含むガス工事単価とさせていただきます。これに伴い、契約約款等の一部変更がありますのでお知らせいたします。また、当社ホームページ掲載のガス工事単価（税別）もガス工事単価に変更いたします。なお、当面の間、ガス工事単価にガス工事単価（税別）も併記いたします。

対象契約種別

一般ガス小売供給約款契約、工事約款

変更のポイント

変更箇所は以下のとおり（一般ガス小売供給約款の例）

14. 内管工事に伴う費用の負担
- 供給施設の所有区分と工事費 —（見積金額に消費税等相当額を含むため変更）
 - (1) 変更なし
 - (2) 変更なし
 - (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額を加えたものといたします。
 - ① 変更なし
 - ② 変更なし
 - (4) 変更なし
 - (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額といたします。
 - (6) ~ (9) 変更なし
 - (10) ガスメーターは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額といたします。）は、お客さまにご負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
 - (11) ~ (20) 変更なし
- 工事材料の提供と工事費算定 —（検査料に消費税相当額を含むため変更）
 - (21) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
 - ① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合(②を除きます。)には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料をお客さまにご負担していただきます。

- ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料をお客さまにご負担していただきます。
- ③ 変更なし

— 修繕費の負担 — （内管修繕費は内管工事単価で算定するため変更）

- (22) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。）はお客さまにご負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。
- (23) 変更なし
- (24) 変更なし

渋川市渋川 1092-1
渋川ガス株式会社

【ご連絡窓口】

TEL : 0279-23-5501（平日）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時